平成２２年（フ）第１１５号
沖縄県沖縄市嘉間良１丁目16番12号　江州アパート
債務者　普久原政夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１６号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝338番地１　県営団地２―405
債務者　大城　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市宮里２丁目５番２号
債務者　大城　　悟
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２７号
沖縄県沖縄市諸見里２丁目15番15号　コーポラスもろみ303号
債務者　長島　幸江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４２８号
静岡市駿河区向敷地258番地の23　コーポフジカ205号
債務者　牧野　　清
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４７号
静岡市清水区蒲原新田２丁目14番12号
債務者　塩坂　公夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４号
静岡市清水区入江南町６番１号
債務者　小松　澄美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８８号
福岡県柳川市筑紫町335番地15、商業登記簿上の本店所在地福岡県柳川市上宮永町367番地の14
破産者　有限会社大津蒲鉾本店
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
茨城県ひたちなか市大字高場1406番地７
破産者　有限会社シノハラメイキング
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５３４号
千葉県習志野市本大久保１丁目18―15
破産者　鈴木　宜博
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４７号
名古屋市港区潮見町37番地89
破産者　有限会社杉商
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３３号
愛知県清須市春日落合717番地
破産者　有限会社春日
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県朝来市山東町大月1023番地１
破産者　有限会社西草石材工業
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１５８２号
茨城県猿島郡境町36番地の２
破産者　塚原自動車株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５８３号
茨城県猿島郡境町大字長井戸字南前211番地１
破産者　株式会社塚原観光旅行センター
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５１２号
横浜市栄区笠間１丁目４番35号メゾン花沢１―Ａ号室
破産者　有限会社湘南マハラージコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９３号
横浜市都筑区池辺町1185番地
破産者　有限会社横浜環境クリーンサービス
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４６号
神奈川県大和市福田2168番地
破産者　大八通信建設株式会社
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部